

2月20日は

「長崎県知事選挙」

の投票日です

■選挙管理委員会(内線341)

投票日

2月20日(日)、7時～20時

開票 21時10分～(シーハットおおむら)

期日前投票

※期日前投票は、投票所入場券裏面の「宣誓書」の記入が必要です。

- ①市選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)※不在者投票もできます。
2月4日(金)～2月19日(土)、8時30分～20時
- ②郡コミセン・イオン大村ショッピングセンター
2月14日(月)～2月19日(土)、10時～20時

あなたの大切な1票
忘れずに投票しましょう！

長崎県知事選挙は、県民の代表を選ぶ大事な選挙です。投票日に投票所へ行くことができない人は、期日前投票を利用しましょう。

投票できる人

投票日に満18歳以上(平成16年2月21日までに生まれた人)で、令和3年11月2日時点で本市の住民基本台帳に記載されている人または同日までに本市に転入の届け出をし、引き続き投票日当日も居住している人。

市外から転入して3カ月経っていない人は

令和3年11月3日以降、県内から本市へ転入してきた人は前住所地で投票するか、本市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。不在者投票をする時は、前住所地の選挙管理委員会へ連絡し、所定の手続きを行ってください。

市外へ転出する(した)人は

県内へ転出する(した)人は、3カ月経たなければ、新住所地の選挙人名簿に登録されませんので、本市の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、新住所地で不在者投票ができます。この場合、本市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。不在者投票をする時は、本市の選挙管理委員会へ連絡し、所定の手続きを行ってください。
※本市の選挙人名簿に登録されていても、**県外へ転出した人は投票できません。**

不在者投票

投票日に仕事や出産などで市外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる人は、不在者投票ができます。市選挙管理委員会に連絡し、不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要な事項を記入の上、申請してください。

病院や施設での投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望者は、早めに病院(施設)に申し出てください。

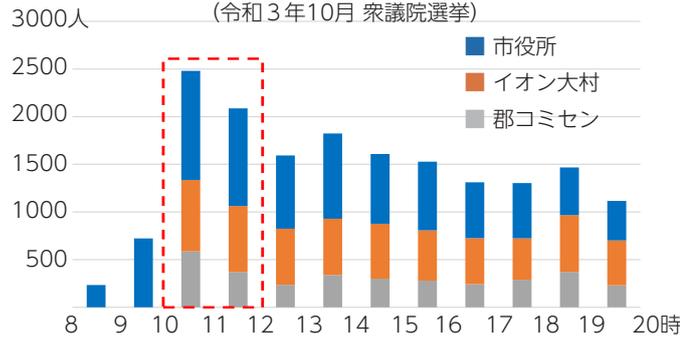
- ▼病院 長崎医療センター、市立大村市民病院、県精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野病院
- ▼老人ホーム 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘
- ▼その他 三彩の里、大村パールハイム

代理・点字投票

身体の障がいなどで書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できます。また、点字投票を利用する人も、投票所で申し出てください。



期日前投票時間別投票者数
(令和3年10月 衆議院選挙)



◀ 期日前投票所は10時から12時までの時間が混み合う傾向にあります。16時以降は投票者が比較的少ない時間帯です。

郵便投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、一定の要件に該当する人、要介護区分が「要介護5」の人は、郵便投票を利用できます。この場合、事前の申請が必要となりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所入場券

投票所入場券がなくても、本市の選挙人名簿に登録があれば投票できます。投票所で投票事務従事者が本人確認を行い、投票入場券を再発行します。

投票所での感染症対策

投票所では「手指消毒液の設置」、「定期的な換気」、「記載台等の定期的な消毒」、「投票事務従事者のマスク着用」などを行います。また、投票する人が持参した鉛筆やシャープペンシルを使うこともできます。

投票所へ来場する際には、マスクの着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗いなどに協力ください。

このほか、期日前投票を利用することによる、投票の分散も感染症対策に有効です。期日前投票は投票日が近づくにつれ、混み合いますので、期日前投票をお考えの人は、**早めの投票をお願いします。**